

東村山市成年後見制度推進機関主催 講演会

知って役立つ!

「成年後見制度」



成年後見制度は、家庭裁判所が、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な本人を支援する代理人を選び、身上保護や財産管理をする制度です。

「親が認知症になったら?」、「将来に備えて後見人を決めておいた方がいいの?」

判断能力が不十分な方のための「法定後見」、自分が元気なうちから将来に備えておく「任意後見」についてポイントを説明していただきます。

【日時】令和4年 **1月22日(土)**

9時30分~11時30分

(*受付開始9時15分)



【会場】**東村山市立社会福祉センター** 第1・2会議室

住所 東村山市諏訪町1丁目3番地10

交通 西武新宿線東村山駅西口より徒歩7分



【講師】**大坂谷 扶美枝** 司法書士

(公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート東京支部)

【定員】先着 **30名**

【参加費】 無料

【申込み】 お電話にてお申込みください。

(受付時間午前9時~午後5時。土日祝除く。)

【問合せ】**東村山市社会福祉協議会 権利擁護係**

TEL 042-394-7767 (直通)

